

暮らしの判例



国民生活センター 消費者判例情報評価委員会

消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

金融商品取引業者との匿名組合契約の不実告知による取消し

金融商品取引業者との間でファンド等に係る匿名組合契約を締結して出資を行った消費者が、事業者に対し、勧誘の際の不実告知を理由に契約を取り消したとして、出資金

の返還を求めた事案において、消費者の請求

を認容した事例(東京地方裁判所令和2年11

月24日判決、LEX/DB)

原告:消費者(X)

被告:金銭貸付業等を目的とする株式会社、

第二種金融商品取引業者(Y)

🖍 事実の概要

1 Xは、Yに対して出資を行った消費者である。 Yは、金銭貸付業等を目的とする株式会社であり、第二種金融商品取引業者に係る登録を受けたうえで、自らが営業者となる匿名組合契約の締結を勧誘し、投資家から出資を受けた資金を第三者に貸し付け、当該第三者からの返済金を原資として投資家に分配をする事業(ソーシャルレンディング事業)を行っていた。

2 Xは、2018年2月中旬、Yとの間で債権担保付ローンファンド106号に係る匿名組合契約を締結し、その頃Yに対して10万円を出資した。

Xは、翌日、Yとの間で債権担保付ローンファンド107号に係る匿名組合契約を締結し、その頃Yに対して10万円を出資した。

Xは、同月下旬、Yとの間で債権担保付ローンファンド118号に係る匿名組合契約を締結し、その頃Yに対して10万円を出資した。

Xは、同年3月上旬、Yとの間で債権担保付ローンファンド119号に係る匿名組合契約を締結し、その頃Yに対して10万円を出資した。

Xは、同日、Yとの間でTrust Lendingセレ

クトファンド120号に係る匿名組合契約を締結し、その頃Yに対して10万円を出資した。

Xは、同月中旬、Yとの間で債権担保付ローンファンド123号に係る匿名組合契約を締結し、その頃Yに対して10万円を出資した(以下、上記6つの各ファンドを併せて「本件各ファンド」といい、これらに係る各匿名組合契約を併せて「本件各契約」という)。

3 Yは、そのウェブサイトにおいて、本件各ファンドにつき、概要として次の**ア**から**オ**のような表示をしてその募集を行っていた。

ア 借入人

東京都内に本社を置く建設業者で、主に高速 道路等のインフラをつくり、国土の形成に大き くかかわる事業を行っている。借入人は、今回、 元請会社を経由して、国土交通省及びNEXCO 中日本を発注者とする新東名高速道路関係の工 事(新東名高速道路高取山トンネル西工事①及 び新東名高速道路川西工事②)ないし国土交通 省及びNEXCO東日本を発注者とする東京外か く環状道路関係の工事(本線トンネル大泉南工 事③)を受注しており、工期(納期)は2022年4 月ないし2020年3月の予定であるため、その

国民生活 2023.10 間、借入人には継続した工事の発注が見込まれる(以下、●~③の3つの工事を併せて「本件各工事」という)。

イ 借入の目的

受注した工事の準備費用や協力企業へ先払い する工事準備費用を機動的に調達するため。

ウ担保

借入人が元請会社に対して有する工事請負代 金債権に対して、債権譲渡登記(譲渡担保)を行 う。

工 資金使途

借入人の材料費、労務費、外注費、協力企業 へ支払う材料費、労務費、外注費等。

才 返済原資

元請会社からの支払が予定されている工事請 負代金による返済を予定している。

4 証券取引等監視委員会は、2019年2月22日、 内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、Yにつき、 本件各ファンドに係る前述3の表示にもかかわ らず、借入人が本件各工事の発注を受けた事実 がないことなどを理由として、行政処分を行う ことを求める旨の勧告を行った。

関東財務局は、同年3月8日、前述の勧告を受けて、Yにつき、第二種金融商品取引業者に係る登録を取り消すことなどを内容とする行政処分を行った。

- **5** このような状況のもとで、Xは、次のように 主張した。
- (1) Yは、本件各ファンドの募集の際、そのウェブサイトにおいて、本各ファンドに係る借入人が本件各工事を受注している旨の表示を行っていたが、実際には受注の事実はなかった。
- (2)本件各工事に係る請負契約が存在すること は本件各ファンドの根幹にかかわることであ り、前記(1)は消費者契約法4条1項所定の重 要事項に関する不実の告知に当たる。Xは、前

記受注の事実を含む本件各ファンドの募集に係るウェブサイトの記載を信じて本件各契約の締結をしたものであり、本件各工事に係る請負契約が存在しない架空のものであると分かっていてその申込みをするはずがない。

- (3)よって、本件各契約は、消費者契約法4条 1項又は民法96条1項により取り消すことが 可能であり、出資した金員合計60万円の返還 を求めることができる。
- 6 これに対して、Yは、次のように述べて、本件各ファンドの募集の時点において本件各工事に係る請負契約が存在することは、消費者契約法4条1項1号、5項各号所定の重要事項には該当せず、同法4条1項によって本件各契約を取り消すことはできないこと、また、民法96条1項による取消しも認められないことを主張した。(1)Yは、借入人と元請会社との間の本件各工事に係る工事請負契約書や印鑑証明等を確認したうえで本件各ファンドの募集を行っており、少なくとも、募集の際には、本件各工事に係る請負契約が存在していたと認められるべきである。よって、本件各ファンドの募集に際してYが事実と異なることを告げたことはない。
- (2)本件各契約は、Xによる出資とXに対する分配をYが約することを要素とするものであって、本件各ファンドの募集の時点において本件各工事に係る請負契約が存在することは本件各契約の目的ではない。また、本件各工事については、事後的に請負契約が締結されたり解除等がされたりする可能性があり、借入人の返済原資は本件各工事に係る報酬に限定されておらず、その全資産が責任財産となるものであるし、借入人からの返済は、本質的には、その経営、営業及び信用状況並びに経済状況等の変化に依存するものといえる。よって、本件各ファンドの募集の時点において本件各工事に係る請負契約が存在することは、消費者契約法4条1項1号、

5項各号所定の重要事項には該当しない。

(3) Yは、本件各ファンドの募集をした時点においては本件各工事に係る請負契約が存在するものと信じていたのであり、欺罔する意思は一切なかったのであるから、民法96条1項による取消しも認められない。



1 Yにおける不実告知の有無について

Yは、本件各ファンドの募集の時点では本件 各工事に係る請負契約が存在していたものと認 められるべきであると主張する。しかしながら、 Yは、本件各ファンドの募集の際の表示にもか かわらず、借入人が本件各工事の発注を受けた 事実が存在しないことなどを理由として、第二 種金融商品取引業者に係る登録の取消しなどと いった重大な内容の行政処分を受け、Y自身も、 本件訴訟外においては本件各工事に係る請負契 約が当初から存在しないことを認め、さらには そのことを前提に別件訴訟を提起しているこ と、別件訴訟の被告らにおいても前述の契約が 存在する旨の主張をするものではないことなど からすると、本件各ファンドの募集の時点にお いて、本件各工事に係る請負契約がいずれも存 在していなかったことは明らかである。

よって、Yは、本件各ファンドの募集において、本件各工事に係る請負契約の存否といった 事実に関し、Xに対して事実と異なることを告 げたものと認められる。

2 本件事実の消費者契約法4条1項1号、5 項各号所定の重要事項該当性等について

本件各ファンドの募集概要によると、本件各ファンドは、ファンドによる貸付先が本件各工事を受注していること、借入金の使途はその関連費用への支出であること、その報酬債権が貸付金債権の担保となることなどをその中核的内

容とするものであると認められる。

そうすると、一般の投資家においては、本件各工事に係る請負契約が存在することを当然の前提とし、その他の投資条件も踏まえて本件各ファンドへの出資判断をするのが通常といえるから、本件事実が「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容であって、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」(消費者契約法4条5項1号)に該当することは明らかである。

また、本件事実は、本件各ファンドの中核的 内容にかかわる投資判断の基礎的事情となるも のであるところ、一般的な投資家が、この点を 何ら考慮することなく、あるいは本件事実につ き誤認していたにもかかわらず、本件各ファン ドに出資をするものとは考え難い。Xにおいて、 本件事実に係る誤認等がありながら本件各契約 の申込みを行ったことをうかがわせるような事 情の存在は認められず、弁論の全趣旨により、 Xは、本件各工事に係る請負契約が存在すると 誤認したことによって本件各契約に係る申込み の意思表示をしたものと認めるのが相当である。

3 よって、Xは、消費者契約法4条1項により 本件各契約をいずれも取り消すことができる。



1 本件は、金融貸付業等を目的とする株式会社Yが、自らが営業者となる匿名組合契約の締結を勧誘し、投資家から出資を受けた資金を第三者に貸し付け、当該第三者からの返済金を原資として投資家に分配をする事業(ソーシャルレンディング事業)を行っていたところ、Yとの間で複数の匿名組合契約を締結して出資を行った消費者であるXが、契約の勧誘に際しての重要事項に係る不実告知を理由とする契約の

取消し等を主張して、Yに対し、出資金及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

本判決は、本件各ファンドの募集の際の表示 内容から、一般の投資家においては、本件各工 事に係る請負契約が存在することを当然の前提 とし、その他の投資条件も踏まえて本件各ファ ンドへの出資判断をするのが通常といえると判 示し、Xは、消費者契約法4条1項により、本 件各契約をいずれも取り消すことができるとし て、請求を一部認容した。

なお、本件出資金の返還を求める本件訴訟の 訴状がYに送達されたのは2019年4月1日で あったが、上記取消しの意思表示がされたのは、 本件第3回口頭弁論終結時である2019年11月 26日であった。そのため、本件訴状送達の日 の翌日である2019年4月2日から本件取消し の意思表示がなされた2019年11月26日まで の遅延損害金を求める部分は棄却されている。

2 匿名組合契約とは、匿名組合員が営業者に 出資をして、その経営の一切を営業者に任せ、 組合員はその利益配分を受け取る契約である (商法535条~542条)。

匿名組合契約は、匿名で参加できることや、 節税手段となり得ることなどのメリットもある が、出資額を回収できる前に事業が立ち行かな くなった場合などには、出資額の元本割れを起 こす可能性が十分にある。これまでにも悪質な 勧誘や詐欺において、匿名組合という方式が使 われる場合もあり、匿名組合契約は、消費者に とってリスクがある契約といえる。

3 Xの詐欺取消しの主張については、Yが、本件各ファンドの募集の時点において、本件各工事に係る請負契約が存在しないことを認識していたとの事実を認めるに足りる証拠はないとして、否定されている。

4 匿名組合契約の締結により損害を被った者の不法行為に基づく損害賠償請求を認める判決は数件あるが(参考判例①②③④⑥⑦の各判決)、匿名組合契約につき消費者契約法の適用を認めた判決はほとんどない(⑤判決が匿名組合契約の勧誘に際しての断定的判断の提供を理由とする取消しを認めている)。

その中で、本判決は、本件各ファンドの募集 概要の記載とファンドの実態に齟齬があること を指摘して、匿名組合契約の不実告知による取 消しを認めた判決として、注目される。

参考判例

- ①宇都宮地方裁判所平成22年9月6日判決(日 経225株価指数取引等の運用への出資及びそ の勧誘に対する奨励金を払う連鎖販売取引を 組み合わせた事案、LEX/DB)
- ②東京地方裁判所平成23年12月27日判決(沈 没船の引揚げ及びその引揚げ遺物の販売収益 を目的とする出資の事案、LEX/DB)
- ③東京地方裁判所平成25年9月5日判決(消費者への勧誘に際し、匿名組合のしくみやリスク等について説明していない事案、LEX/DB)
- ④東京地方裁判所平成28年3月29日判決(財務局による調査の結果、法律違反や投資家保護上の問題があるとされた事業者による事案、LEX/DB)
- ⑤東京地方裁判所平成29年5月18日判決(金・ 宝飾品等の仕入れ・卸・販売等の事業に関す る匿名組合の事案、LEX/DB)
- ⑥東京地方裁判所平成30年4月9日判決(証券 取引等監視委員会による勧告、それに基づく 財務局による金融商品取引業の取消しと業務 改善命令が出された事業者による違法行為が 認められた事案、LEX/DB)
- ⑦東京地方裁判所平成30年11月8日判決(実態のない架空の取引と推認されるにもかかわらず、高配当の利回りをうたい虚偽の事実を述べたと認められた事案、LEX/DB)